

千歳商工会議所ホームページ(HP)バナー広告掲載要綱

平成 27 年 12 月 1 日制定

千歳商工会議所ホームページ(以下「HP」)内において、会員事業所 PR や自社 HP へのアクセス向上のためのバナー広告を募集します

(掲載場所)

千歳商工会議所ホームページトップ内

(掲載期間)

原則 1 年。ただし、イベント等に関する掲載については 1 ヶ月単位の契約が可能。

(募集枠・規格)

募集枠は 10 枠。

サイズは横 234 ピクセル × 縦 60 ピクセル (横 約 41mm × 縦 約 10mm)

※多少変動あり

画像データは jpg、gif、ai 形式

(広告掲載料)

1 ヶ月 2,000 円 (税込)

1 年 24,000 円 (税込)

(掲載基準)

次のいずれかに該当する場合は、広告掲載の対象となりません。

- (1) 法令等に違反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (2) 公序良俗に反するもの又はそのおそれがあるもの。
- (3) 政治又は宗教に関するもの。
- (4) 基本的人権を侵害するもの又はそのおそれがあるもの。
- (5) 社会問題についての主張主義。
- (6) 風俗営業等の規則および業務の適正化等に関する法律(昭和 23 年法律第 122 号)に規定する風俗営業に関するもの。
- (7) 青少年の保護および健全育成に反するもの。
- (8) 美観風致を害するおそれがあるもの
- (9) 内容又は責任の所在が不明確なもの。
- (10) その他広告媒体に掲載する広告として不相当であると千歳商工会議所が認めるもの。

(申込方法)

- ①掲載希望月の 2 週間前までにホームページ内に掲載(予定)している専用用紙に必要事項を記入し郵送又はメールにてお申し込み下さい。
- ②掲載月の 1 週間前までに使用バナーをメールにてお送り下さい。
- ③バナー到着後掲載料をご請求いたしますので、期日までに指定口座にお振り込み下さい。

(広告掲載料の返還)

広告掲載料は当所の都合により広告の掲載が出来なくなった場合を除いて、一切返還致しません。

(広告掲載事業所の責務)

広告掲載事業所は、広告の内容に関し生じた問題について全責任を負うものとし、広告の掲載について関係法令の遵守に努めることとする。

(広告掲載の取り消し)

当所は、次のいずれかに該当する場合、広告掲載期間中であっても広告掲載を取り消す場合がございます。

- (1) 広告掲載事業所のホームページが事前の連絡なく閉鎖されたとき。
- (2) 広告掲載事業所のホームページの内容が、広告掲載申込時から変更され、掲載基準の規定に反する状態に陥っていると判断したとき。
- (3) その他、広告掲載事業所の反社会的行為あるいは非社会的行為、当該広告掲載事業所の広告を掲載することが不適當であると判断したとき。

(その他)

その他要項に定めのないものについては、千歳商工会議所と広告掲載事業主が協議の上、決定するものとします。